株式会社吾妻高原ウィンドファーム 「(仮称)吾妻高原ウィンドファーム計画段階環境配慮書」 に対する意見について

平成27年5月27日 経 済 産 業 省 商務流通保安グループ 電 カ 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 吾妻高原ウィンドファーム計画段階環境配慮書」について、株式会社吾妻高原ウィンドファームに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

•場 所:福島県福島市町庭坂、李平

・原動力の種類: 風力(陸上)

・出 力:最大30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 3月 2日
環境大臣意見受理	平成27年 5月15日
経済産業大臣意見	平成27年 5月27日

問合せ先:電力安全課 長村、長井、笠原 電話03-3501-1742(直通)

株式会社吾妻高原ウィンドファーム 「(仮称)吾妻高原ウィンドファーム計画段階環境配慮書」 に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定

- (1)対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2) 新たな伐開及び土地改変等による環境への影響を極力低減させるため、対象事業 実施区域の設定に当たっては、吾妻高原牧場跡地の有効活用を基本とすること。
- (3) 事業実施想定区域の南西部には、重要野鳥生息地(IBA)及び自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域が存在し、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、これらの区域については、対象事業実施区域から除外すること。
- (4)(3)以外の区域で、既存文献等において自然植生が存在する可能性のある区域 については、原則として除外すべきである。

なお、今後の環境影響評価方法書以降の手続において植生に係る現地調査を行う場合は、第7回自然環境保全基礎調査と同等以上の詳細調査を行い、自然植生が現存する区域を明らかにし、対象事業実施区域から除外すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居が存在しており、工事中及び供用時における 騒音等による環境影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備及び取付道 路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模 (以下「配置等」という。)」の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マ ニュアル」(平成11年7月、環境省)等に基づき、地形条件を考慮した上で調査、 予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等 により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について地形条件を考慮した上で調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺では、文献等によりクマタカ、イヌワシ等の希少猛きん類の生息が確認されている。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避すること。また、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局)の考え方も踏まえて行うこと。

(4) 水生生物について

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物について

事業実施想定区域には、クマガイソウ、カザグルマ等の重要な植物の生育環境が存在している。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、 重要な植物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響 を評価し、これら重要な植物への重大な環境影響を回避すること。

(6) 生態系について

事業実施想定区域には、重要野鳥生息地の「吾妻・磐梯」やブナクラス域自然植生、水源かん養保安林等に指定された森林が分布するほか、河川等の水域も存在し、 豊かな自然環境のまとまりの場となっている。このため、本事業の風力発電設備等 の配置等の検討に当たっては、既存道路や無立木地等を活用することにより、保安 林等に指定された森林並びに水域における生態系への影響を回避又は極力低減する こと。

(7)景観について

事業実施想定区域及びその周辺には、「ふくしま市景観100選」に選定された眺望地点からの眺望景観を始めとした景観資源が存在し、本事業の実施によりこれらの眺望景観への影響が懸念されるが、配慮書における主要な眺望地点の選定基準が明確にされていない。このため、今後の方法書以降の手続きにおいては、主要な眺望地点の選定基準を十分に検討した上で、必要に応じて眺望地点を追加し、調査、予測及び評価を実施すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域内には福島市が所有するレクリエーション施設が存在し、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観等による利用者への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査及び予測を行い、利用者への影響を評価するとともに、影響を回避又は極力低減すること。また、その結果を踏まえ、福島市等同施設関係者と十分に調整すること。